

国海運第242号
庁保険発第0401001号
平成21年4月1日

(社) 日本船主協会会長
日本内航海運組合総連合会会長
(社) 日本旅客船協会会長
(社) 日本外航客船協会会長
(社) 大日本水産会会長
全日本海員組合組合長

あて

国土交通省海事局運航労務課長

社会保険庁運営部企画課長

船員に係る健康管理手帳制度の改正について

標記について、陸上労働者に関して石綿等を製造又は取り扱う業務の周辺で別の業務(以下「周辺業務」という。)に従事していた陸上の労働者に関しても胸膜プラークや中皮腫等の石綿に係る疾病が認められることが指摘されたことに伴い、周辺業務に相当する業務に従事した船員であって一定の要件に該当する者に対しても船員健康管理手帳を交付することとするため、別添のとおり「船員に係る健康管理手帳制度について」(平成20年3月31日国海運第159号・庁保険発第0331008号)を改正したので貴会傘下会員(貴組合組合員)に対して周知願いたい。

なお、陸上労働者に関しても労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)が改正され、平成21年4月1日より、周辺業務に従事していた者であって一定の要件に該当するものに対しても健康管理手帳が交付されることになったところである。

制定 国海働第92号
庁保険発第1028001号
平成17年10月28日

全面改正 国海運第159号
庁保険発第0331008号
平成20年3月31日

改正 国海運第242号
庁保険発第0401001号
平成21年4月1日

船員に係る健康管理手帳制度について

1 目的

この通達は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある粉じん（石綿の粉じんを含む。）を発散するおそれのある場所で業務に従事していた船員法（昭和22年法律第100号）第1条の船員（以下「船員」という。）であって一定の要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職後に交付する船員健康管理手帳、及び当該手帳が交付された者に対して実施する健康診断に関して基本となるべき事項を定めることを目的とする。

2 船員健康管理手帳の交付及び交付の要件

船員健康管理手帳は、別表1の左欄に掲げる業務に従事していた者のうち、その従事した業務に応じた同表右欄に掲げる要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職後に、当該要件に該当する者の申請に基づいて、国土交通省海事局運航労務課長が交付するものとする。

3 交付の申請

船員健康管理手帳の交付の申請をしようとする者は、船員健康管理手帳交付申請書（第1号様式）に、別に定めるところにより、申請者が別表1左欄に掲げる業務に従事していた旨の申告書及び上記2の要件に該当する事実を証する書類（別表1左欄2の業務に従事していた者であって、同表右欄の要件の第一号に該当するもの又は同表左欄の3の業務に従事していたものにあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて国土交通省海事局運航労務課（以下「本省」という。）に提出するものとする。

4 船員健康管理手帳の様式

船員健康管理手帳は様式第2号による。

5 健康診断受診の勧告

地方社会保険事務局長（事務所長を含む。）は、本省が申請者に船員健康管理手帳を交付したときは、当該手帳の交付を受けた者に対し、別表2に定める健康診断を受けることを勧告するとともに、その者が受ける健康診断の回数、方法その他当該健康診断を受けることについて必要な事項を通知すること。

6 健康診断の実施

- (1) 船員健康管理手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対する健康診断は、別表2の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行うものとする。
- (2) 前記(1)の健康診断は、地方社会保険事務局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関において行うものとする。

7 船員健康管理手帳の提出等

- (1) 手帳所持者は、上記5の勧告に係る健康診断を受けるときは、船員健康管理手帳を当該健康診断を行う医療機関に提出すること。
- (2) 前記(1)の医療機関は、手帳所持者に対し健康診断を行ったときは、その結果をその者の船員健康管理手帳に記載すること。

8 船員健康管理手帳の交付を受けた者は、当該船員健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

9 船員健康管理手帳の書換え

- (1) 手帳所持者は、氏名又は住所を変更したときは、30日以内に、船員健康管理手帳書換え申請書（様式第3号）に船員健康管理手帳を添えて本省に提出し、船員健康管理手帳の書換えを受けること。
- (2) 手帳所持者は、船員健康管理手帳の健康診断結果の記載欄が満了した場合には、船員健康管理手帳書換え申請書（様式第3号）に船員健康管理手帳を添えて本省に提出し、船員健康管理手帳の書換えを受けること。

10 船員健康管理手帳の再交付

- (1) 手帳所持者は、船員健康管理手帳を滅失し、又は損傷したときは、船

員健康管理手帳再交付申請書（様式第3号）を本省に提出し、船員健康管理手帳の再交付を受けること。

(2) 船員健康管理手帳を損傷した者が前記(1)の申請をするときは、当該申請書にその船員健康管理手帳を添付すること。

(3) 手帳所持者は、船員健康管理手帳の再交付を受けた後、滅失した船員健康管理手帳を発見したときは、速やかに、これを本省に返還すること。

11 船員健康管理手帳の返還

手帳所持者が死亡したときは、当該手帳所持者の相続人又は法定代理人は、遅滞なく、船員健康管理手帳を本省に返還すること。

12 申請者は、この通達により本省に申請、提出又は返還しようとする場合において、最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局及び海事事務所を經由して行うことができる。

連絡先(- -)

様式第1号 (本文3関係)

船員健康管理手帳交付申請書

(ふりがな) 氏名		性別	男・女	
生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日生
住所	都道 府県	区 市 郡	町 村	
本籍地	都道 府県			

「船員に係る健康管理手帳制度について（平成20年3月31日付け国海運第159号、庁保険発第0331008号）」の2に基づく船員健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者



国土交通省海事局運航労務課長 殿

備考

- 1 「船員に係る健康管理手帳制度について（平成20年3月31日付け国海運第159号、庁保険発第0331008号）」の3の書類を添付すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

種 類	
-----	--

(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
---------------	--	-----	-------------

生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和	年	月	日
---------	-------------------	---	---	---

住 所	都 道 府 県	区 市 郡	町 村
-----	------------	----------	--------

船員に係る健康管理手帳制度について(平成20年3月31日付け国海運第159号、庁保険発第0331008号)の2に基づき船員健康管理手帳を交付します。

年 月 日

国土交通省海事局運航労務課長



職 歴

従 事 期 間	船舶所有者の名称 所在地	従 事 し た 粉じん又は石綿 業 務 の 内 容
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		
自 年 月 日		
至 年 月 日		

じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺 結 核	歳	心 臓 疾 患	歳
胸 膜 炎	歳		
気 管 支 炎	歳	その他の胸部疾患	歳
気 管 支 拡 張 症	歳		
気 管 支 喘 息	歳		
肺 気 腫	歳		

この手帳交付の直前のじん肺健康診断の結果 年 月 日


エックス線写真による検査		第1型 第2型 第3型 第4型 (A B C)
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難(I II III IV V)せき たん 心悸亢進 その他 ()
	他覚症状	チアノーゼ ばち状指 副雑音 その他 ()
肺機能検査	第1次検査	1秒率 (%) %肺活量 (%) V25/身長(m) (l/sec/m)
	第2次検査	肺胞気動脈血酸素分圧較差 (TORR)
	判 定	F (- + 卅)
かかっている合併症の名称		

離職前の石綿に係る疾病の既往歴及び治療歴

	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果


年 月 日

喫煙歴	なし、やめた、吸っている ()本/日×()年 (~)歳
自覚症状及び 他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛 その他 ()
胸部のエックス線直接撮影による検査	 年 月 日
特殊なエックス線撮影による検査	
喀痰の細胞診	
気管支鏡検査	

<じん肺>

検査年月日		年 月 日		
エックス線写真による検査		第1型 第2型 第3型 第4型 (A B C)	肺機能検査	
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難(I II III IV V) せき たん 心悸亢進 その他()		第1次検査
	他覚症状	チアノーゼ ばち状指 副雑音 その他()		第2次検査
			判定	
らせんCT				
喀痰細胞診				
かかっている合併症の名称				
医療機関名及び医師名				

<石綿>

検査年月日		年 月 日	
健康診断	既往歴	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、その他()	年 月 日
	自覚症状及び他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、その他()	特殊なエックス線撮影による検査
	胸部のエックス線直接撮影による検査		喀痰の細胞診
	判定	異常なし 要再検() 要追加健診()	気管支鏡検査
医療機関名及び医師名		医療機関名及び医師名	
		判定	
		異常なし 要再検査項目() 要療養	

注 意 事 項

- 1 船員に係る健康管理手帳制度について(平成20年3月31日付け国海運第159号、庁保険発第0331008号)」の5により健康診断を受けるときは、当該健康診断を行う所定の医療機関にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。

- 2 次の場合には、国土交通省海事局運航労務課長にこの手帳を添えて(口の場合を除く。)その旨を届け出て、必要な訂正又は交付を受けてください。
 - イ 氏名又は住所を変更したとき
 - ロ この手帳を失ったとき
 - ハ この手帳を損傷したとき

- 3 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

